

奈良県営水道企業管理規程第四号

水道局
各課
各出先機関

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「職員（」の下に「第四条を除き、」を加える。

第三条中「、かつ、能率的な」を「かつ能率的な」に改める。

第五条第一項中「（以下「正規の勤務時間」という。）」及び「次条に規定する」を削り、「につき四十時間」を「当たり三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改め、同条第三項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、「正規の」及び「次条に規定する」を削り、「につき十六時間から三十二時間まで」を「当たり十五時間三十分から三十一時間まで」に改め、同条第四項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改め、同条第七項中「、第二項、第三項、第四項」を「から第四項まで」に改める。

第六条第一項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に、「四十五分間」を「一時間」に改め、同条第二項中「正規の勤務時間」を「第五条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改める。

第九条の二第一項中「第五条第一項、第四項又は第五項」を「第五条（第五項を除く。）」に改める。

第十一条第一項中「受ける」を「とる」に改め、同条第二項中「知事部局職員」を「奈良県職員」に、「受ける」を「とる」に改め、同条第三項中「半日若しくは」及び「（短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつて、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、一時間）」を削り、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残

日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
第十一条に次の一項を加える。

4 一時間を単位としてとる年次有給休暇を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等、短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものにあつては、その者の勤務日一日当たりの勤務時間の時間数（一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間））をもつて一日とする。

第十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、「場合には」の下に「、所属長の承認を得て、」を加える。

第十二条の二第二項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第三項中「一時間」を「十五分」に改め、同条第四項中「一時間」を「十五分」に、「四時間」を「三時間四十五分」に改める。

第十三条第十項中「休暇」の下に「をとり、」を加え、同条第十一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十六条第一項第二号中「なくなった」を「なくなった」に改め、同項第三号中「養育しなくなった」を「養育しなくなった」に改め、同項第四号中「なった」を「なった」に改め、同条第三項中「第十四条の二第二項」を「第十三条第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「所属長」とあるのは「管理者」と、「介護休暇の請求」とあるのは「第一項の規定による届出」と、「当該請求した」とあるのは「当該届け出た」と読み替えるものとする。

第十六条の二第二項中「第十四条の二第二項」を「第十三条第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「所属長」とあるのは「管理者」と、「介護休暇」とあるのは「前項に規定する承認又は期間の延長」と読み替えるものとする。

第十七条の二第四項中「第十四条の二第二項」を「第十三条第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「所属長」とあるのは「管理者」と、「介護休暇」とあるのは「前三項に規定する承認」と読み替えるものとする。

第十七条の二を第十七条の三とする。

第十七条第三項中「第十四条の二第二項」を「第十三条第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「所属長」とあるのは「管理者」と、「介護休暇」とあるのは「第一項に規定する承認」と読み替えるものとする。

第十七条を第十七条の二とする。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

(部分休業の承認等)

第十七条 職員（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下この条において「育児休業条例」という。）第二十六条各号に規定する職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条から第十八条までにおいて「部分休業」という。）を承認することができる。

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、十五分を単位として行うものとする。

3 労働基準法第六十七条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 育児休業法第五条及び第十六条並びに育児休業条例第三十条の規定は、部分休業について準用する。

第十八条の三を削る。

第十八条の二の見出し中「手続」を「承認の申請手続及び変更届」に改め、同条を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(修学部分休業の承認等)

第十八条の二 職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条から第十八条の八までにおいて同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、大学その他の教育施設（職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第四十二号）第二条第二項に掲げる教育施設をいう。）における修学のため、二年を超えない範囲内において必要と

認められる期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部
分休業」という。）を承認することができる。

2 修学部分休業の承認は、一週間を通じて十八時間四十五分を超えない範囲内で、職
員の修学のため必要とされる時間について、十五分を単位として行うものとする。

3 第一項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を
受けた場合には、その効力を失う。

第十八条の四の見出し中「取消」を「承認の取消し等」に改める。

第十八条の六を削る。

第十八条の五の見出し中「手続き」を「承認の申請手続」に改め、同条を第十八条の
六とし、第十八条の四の次に次の一条を加える。

（高齢者部分休業の承認等）

第十八条の五 職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、
当該職員が、当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年
三月奈良県条例第十七号）第二条に規定する定年退職日をいう。以下この項において
同じ。）から五年さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年
退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢
者部分休業」という。）を承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、一週間を通じて十八時間四十五分を超えない範囲内で、
十五分を単位として行うものとする。

3 第十八条の二第三項の規定は、高齢者部分休業について準用する。

第十八条の七の見出し中「承認」を「高齢者部分休業の承認」に改め、同条第一項中
「なった」を「なった」に改める。

第二十条第一項中「前条の職員」を「職員に採用された者」に改め、同条第二項中「
すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十五条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「提出し、総務事務システムに
より」を削る。

第一号様式の五の表)中

昇
を
昇 分

に改め、同様式の表

(注)として次のように加える。

(注) 分単位の取得は、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合に
おいて、一時間未満の端数がある場合のみとする。

第一号様式の五の(裏)中
「

の(注)に次のように加える。

3 分単位の取得は、特別休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合に
おいて、一時間未満の端数がある場合のみとする。

第一号様式の六の(裏)中
「

第一号様式の七の(表面)及び(裏面)中
「

に改める。

第四号様式の二中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。

第五号様式中「(第17条関係)」を「(第17条の2関係)」に改める。

第五号様式の二及び第五号様式の三中「(第17条の2関係)」を「(第17条の3
関係)」に改める。

第五号様式の四及び第五号様式の五中「(第18条の2関係)」を「(第18条の3
関係)」に改める。

第五号様式の六中「(第18条の5関係)」を「(第18条の6関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布
の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年十月奈良県条例第十四号）附則第二項から第十項までの規定の例による。